

公立大学法人広島市立大学における研究インテグリティの確保に関する規程

令和7年12月25日
規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動の国際化、オープン化の進展に伴う新たなリスクに対応し、国際的に信頼性のある研究環境を構築するため、公立大学法人広島市立大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの確保に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者 教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。
- (3) 研究インテグリティ・マネジメント 本学における研究インテグリティの自律的な確保のため行うリスク管理その他の取組をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、最高責任者として、研究インテグリティを確保するための体制の整備その他研究インテグリティの確保に関し、その責任を負うものとする。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、次の各号に掲げる情報について本学に報告するものとする。

- (1) 職歴及び研究経歴
- (2) 全ての所属組織及び役職（兼業、海外の人材登用プログラム、雇用契約のない名誉教授等に関する情報を含む。）
- (3) 外国の研究機関等から供与された研究費、報酬及び物品
- (4) 外国の研究機関等と連携又は契約して行う研究の内容及び参加者
- (5) 外国への出張の目的及び内容
- (6) その他本学又は研究資金配分機関等が定める情報

2 前項の報告は、前項に基づくもののほか、公立大学法人広島市立大学安全保障輸出管理規程、公立大学法人広島市立大学利益相反マネジメント規程及び公立大学法人広島市立大学職員兼業規程等関係する規程に基づく報告等を含むものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 研究インテグリティ・マネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者を置く。

2 研究インテグリティ・マネジメント統括責任者は、学術・社会貢献担当理事をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 研究インテグリティ・マネジメントに関し必要な事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 研究インテグリティ・マネジメントに関する規程等の制定・改廃に関する事項（軽微な改正を除く。）
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティを確保する上でリスクが懸念される研究資金等の取扱いに関する事項

（組織）

第8条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学術・社会貢献担当理事
- (2) 教育・学生支援担当理事
- (3) 法人経営担当理事
- (4) 学部長・研究科長
- (5) 広島平和研究所長
- (6) 地域共創センター長
- (7) 地域共創センター副センター長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

2 委員会に委員長を置き、学術・社会貢献担当理事をもって充てる。

3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

（委員長及び副委員長）

第9条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。（議事）

第11条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、顕在化したリスクへの対応その他緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。（委員以外の者の出席）

第12条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。（専門委員会）

第13条 研究インテグリティの確保に関する専門的な事項を検討させ、又は実施させるため必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。（相談窓口）

第14条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、地域共創・研究推進室に相談窓口を置く。

(秘密保持)

第15条 委員、相談窓口の担当者その他研究インテグリティ・マネジメントに関する業務に携わる者は、研究者からの報告等により知ることができた秘密を他に漏らしてはならない。その業務を退いた後も同様とする。

(事務の所管)

第16条 この規程に関する事務は、地域共創・研究推進室において遂行する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年12月25日から施行する。